

支払条件(案)

1.発注者の負担する工事費

以下の考え方を基本とする。ただし、優先交渉権者との協議により最終決定とする。

(1) 契約時

全体工事請負代金の5%

(2) A棟新築工事(1期・2期)

- ・上棟時に対象工事の請負代金の20%
- ・引渡時に対象工事の請負代金の60%
- ・引渡後1ヵ月経過時に対象工事の請負代金の10%

(3) A棟新築工事(3期)

- ・引渡後1ヵ月経過時に対象工事の請負代金の90%

(4) 改修・増築工事(1期・2期)

- ・引渡時に対象工事の請負代金の80%
- ・引渡後1ヵ月経過時に対象工事の請負代金の10%

(5) 解体工事(1期・2期・3期)

- ・完了時に対象工事の請負代金の90%

(6) 整備完了後1ヵ月経過時

全体工事請負代金の5%

支払時期	支払時期の定義	支払額
契約時	工事請負契約締結日	全体工事請負代金の5%
改修・増築工事 1期 引渡時	改修・増築工事1期完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の80%

改修・増築工事 1期 引渡後1か月	改修・増築工事2期の引渡しから1か月が経過した日	対象範囲の工事請負代金の10%
解体工事 1期 完了時	解体工事1期完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の90%
A棟新築工事 1期 上棟時	最上階の躯体工事完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の20%
A棟新築工事 1期 引渡時	建築完了検査済証を受理したのち、引渡書類一式を発注者へ受け渡した日	対象範囲の工事請負代金の60%
A棟新築工事 1期 引渡後1か月	A棟新築工事1期の引渡しから1か月が経過した日	対象範囲の工事請負代金の10%
改修・増築工事 2期 引渡時	A棟新築工事1期着手以降に施工する改修・増築工事完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の80%
改修・増築工事 2期 引渡後1か月	A棟新築工事1期着手以降に施工する改修・増築工事の引渡しから1か月が経過した日	対象範囲の工事請負代金の10%
解体工事 2期 完了時	解体工事2期完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の90%
A棟新築工事 2期 上棟時	最上階の躯体工事完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の20%
A棟新築工事 2期 引渡時	建築完了検査済証を受理したのち、引渡書類一式を発注者へ受け渡した日	対象範囲の工事請負代金の60%
A棟新築工事 2期 引渡後1か月	A棟新築工事2期の引渡しから1か月が経過した日	対象範囲の工事請負代金の10%

解体工事 3期 完了時	解体工事3期完了後、工事監理者が出来高を確認し合格し、発注者が承諾した日	対象範囲の工事請負代金の90%
A棟新築工事 3期 引渡後1か月	A棟新築工事3期の引渡しから1か月が経過した日	対象範囲の工事請負代金の90%
整備完了 引渡し後1か月	すべての工事が完了し、建築完了検査済証を受理したのち、引渡書類一式を発注者へ受け渡した日から1か月が経過した日	全体工事請負代金の5%

## 2.エネルギーサービス事業者の負担する工事費

以下の考え方を基本とする。ただし、落札者とエネルギーサービス事業者の協議により最終決定とする。

支払時期	支払時期の定義	支払額
A棟新築工事 1期 引渡時	建築完了検査済証を受理したのち、引渡書類一式を発注者へ受け渡した日	対象範囲の工事請負代金の50%
A棟新築工事 2期 引渡時	建築完了検査済証を受理したのち、引渡書類一式を発注者へ受け渡した日	対象範囲の工事請負代金の40%
A棟新築工事 3期 引渡時	建築完了検査済証を受理したのち、引渡書類一式を発注者へ受け渡した日	対象範囲の工事請負代金の10%

以上